

連邦政府管轄地域の遺伝資源管理

持続可能なアクセス 〓 共有の利益



連邦政府管轄地域における在来種の遺伝的及び生化学的資源へのアクセスに関するオーストラリア政府の新しい規制を理解する



オーストラリア政府
環境遺産省

Acknowledgement

謝辞

写真：国立公園ディレクター、オーストラリア海洋科学研究所；David Harasti；オーストラリア国立植物園；オーストラリア科学・工業研究機構（CSIRO）植物産業；Theresa Ardler

ページ：目次、序文の反対側、裏表紙内側；Fiona Scott, Sany Molloy, David Thomas, Geraldine Nash - オーストラリア南極部門[®]オーストラリア政府；1：（透かし）Adrian Gibbs教授、国立公園ディレクター；2：CSIRO植物産業；3：オーストラリア国立植物園；4：Adrian Gibbs教授；5：オーストラリア海洋科学研究所；6：オーストラリア海洋科学研究所；7：国立公園ディレクター、オーストラリア海洋科学研究所；8：国立公園ディレクター；9：国立公園ディレクター；10：Adrian Gibbs教授；11：（透かし）Adrian Gibbs教授；12：国立公園ディレクター、オーストラリア国立植物園；13：オーストラリア海洋科学研究所；14：国立公園ディレクター；15：国立公園ディレクター；17：（透かし）Adrian Gibbs教授；18：国立公園ディレクター

This document was translated to Japanese by Ms Keiko Arita (NAATI Accredited).

©オーストラリア政府

ISBN（印刷物） 0642551928

ISBN（オンライン） 064255191X

目次

序文	1
歴史的展望	2
今日のバイオテクノロジー	3
新規制案	4
比較優位	6
非営利的な科学的研究の支援	8
アクセスと利益の共有	9
連邦政府管轄地域の先住民所有地	13
環境への影響の評価	14
許可制度	15
◇ 許可証の申請	15
◇ 免除	16
◇ 許可証の変更、移譲又は取消し	16
◇ 違反したときの罰則	16
◇ 記録と試料	16
透明性	17
オーストラリア — ビジネスへ門戸開放	18





序文

植物、動物、微生物の遺伝・生化学的資源は何世紀にもわたり人類に使用されてきました。食物生産の改良、医学の発展、豊富な科学的知識は、この天然資源の使用で得られた無数の利益のうちの例です。

今日、現代バイオテクノロジーはこの過程で非常に重要な役割を演じ、最先端の研究を可能にし、遺伝・生化学的資源の理解をさらに深めています。

オーストラリアは遺伝・生化学的資源に富んでいて、この国の生物多様性は、地球全体の生物多様性の10%まで占めています。さらに、その生物多様性の80%以上はオーストラリア固有のものであります。このように、オーストラリアは非常に生物多様性に富んだ国であり、科学・技術研究で使用する資源が豊富で、新しい革新的な商業製品の開発の可能性を秘めています。

オーストラリアは「生物多様性条約」の下での責任を認め、遺伝・生化学的資源のアクセスと使用を促すための法的枠組みを作成中です。オーストラリアは生物多様性の生態学的に持続可能で倫理的な使用の機会を提供するとともに、オーストラリアの資源を使用することにより生じる利益の公正・公平な配分を確保する責任も認めています。¹

オーストラリアの国家生物多様性戦略の枠組みにおいては、先住民の生物多様性に関する特別な知識を尊重し、先住民が、公正・公平な条件で、知識を分かち合うかどうかの選択ができるようにしその手段を保証します。²

今日、オーストラリアは天然資源、優れた研究インフラ、安定した経済発展という利点のある独特な立場にあります。オーストラリアは生物の発見への投資を歓迎するとともに支援し、固有の遺伝・生化学的原料の豊富さに加え、多くの比較優位を提供できます。オーストラリアには、一流の商法・知的所有権法、安定した行政、強力で協力的な学界があり、国の生物多様性政策と法律で支援されています。さらに、質の高い分類学上のデータがあり、インターネットでデータにアクセスできるよう投資しています。

オーストラリアでは、現在、生物学的発見の法的出所を証明するため必要な枠組みを提供でき、投資家が研究開発に高額な持続的投資を行うとき、業界への信頼と安全感が持てます。

オーストラリアは、生物発見のダイナミックな分野、それに先住民、バイオ企業、研究科学者及び生物多様性管理者との協力関係でリーダーになろうとしています。生物発見での実行と発展が持続可能であり包括的で価値があることを確実なものとするを目的としています。

ここに記載の連邦政府管轄地域に対する法的枠組みは、環境保護を確保する一方、資源の利用者へ法的確実さを与えアクセスを促進する重要な一段階です。

¹ オーストラリアの在来種遺伝・生化学的資源へのアクセスと利用への全国統一アプローチ：www.deh.gov.au/biodiversity/science/access/index.html

² オーストラリアの生物多様性保全に関する国家戦略：www.deh.gov.au/publication/strategy/index.html



歴史的展望

1993年までは遺伝資源は「人類の共同遺産」と広く考えられていました。原料を提供した地域社会や国へ殆ど考慮を払うことなく、新製品の開発という希望を持って多くの環境から資源が持ち出されました。

その結果、時によっては「伝統的な先住民の知識」を利用した天然資源に基づく主要な発見では、その原料を提供した国や地域社会には利益が還元されませんでした。

この利益共有の無かった例としては、抗生物質エリスロマイシンの発見と拒絶反応抑制剤シクロスポリン A の開発があります。シクロスポリン A は、「生物多様性条約」の締結以前に自然保護区、現在ノルウェーの Hardangarvidda 国立公園、で発見された土壌真菌に由来するものです。1997年におけるシクロスポリン関係製品の年間売上高は、総額 12 億米ドルでした。利益共有に関する法律がなかったため、ノルウェーは全く利益の配分が受けられませんでした。ノルウェーはその後 2005 年に法的枠組みを導入しました。



今日のバイオテクノロジー

「人類の共同遺産」という信条は、遺伝資源を含む天然生物資源に国の主権的権利を認める「生物多様性条約」が1993年に批准され終わりを告げました。

この条約の下で、生物資源にアクセスを許可する見返りとして、国は資源の使用から生じる利益の公正・公平な配分を受けることができます。

オーストラリアは、生物資源への持続可能なアクセスを促すための安定で透明性のある制度の必要を認めるとともに、資源の利用に許可を与えた人への適切な報酬を保証します。生物多様性保全の必要性に対応するオーストラリアの幅広い政策は、「オーストラリアの生物多様性保全に関する国家戦略」に述べられています。¹ 国の法律制定では世界で最も優れた実践指針（ボンガイドライン）の「生物多様性条約」が2002年に採択された後、オーストラリアの全ての政府機関はそのような制度を実施するため全国統一アプローチをすることに同意しました。²

伝統的知識の適切な使用も尊重され、「伝統的知識」は、知識の所有者の協力と承認を受け、相互に同意できる条件で使用することにオーストラリアの国と州政府全てが同意しました。

¹ オーストラリアの生物多様性保全に関する国家戦略：

www.deh.gov.au/biodiversity/publication/strategy/index.html

² オーストラリアの在来種遺伝・生化学的資源へのアクセスと利用に関する全国統一アプローチ：www.deh.gov.au/biodiversity/science/access/index.html



新規制案

遺伝資源の価値は、世界中でますます認められてきています。将来の世代がオーストラリアのバイオテクノロジーから経済的、社会的、環境的利益を確実に享受できるようにするため、資源へのアクセスを管理する必要があります。

連邦政府管轄地域でこれを実行するため、「環境保護と生物多様性保全法 1999」の下で新しい規制が導入され、これは遺伝・生化学的資源への持続可能なアクセスとその資源からもたらされる利益の公平な配分を適切に管理するものです。

この規制により、オーストラリアの遺伝資源を管理して利益を得ると同時に、生物多様性とオーストラリアの自然資本を保護しながら、これらの資源の生態学的に持続可能な使用を保証します。オーストラリアの州・準州政府も同様な法律を導入済みか作成中です。

何が規制されるのか。

オーストラリア政府の規制は、生物資源を構成する又は生物資源に含まれる遺伝資源又は生化学的化合物の研究開発のため在来種の生物資源を取得することのみに関するものです。

この規制は、商業的漁業・レジャーの釣り、植物から精油の採取、食用として野生の動植物の採取など、多くの他の目的で資源を取得する場合には適用されません。

この規制は、連邦政府管轄地域のみ適用されます。³

³ 連邦政府管轄地域とは、オーストラリア政府が所有し管理する陸地と海域で、州政府と準州政府の管理する地域は含まれません。



初期の政策作業の上に構築

規制の枠組みは、オーストラリアの在来種生物資源へのアクセスに関連し「生物多様性条約」の下でのオーストラリアの義務を実施することです。国際的義務との一貫性により投資家は確信が持てます。

規制の枠組みはオーストラリアの以下の政策及び法律と矛盾しません。

- a. 全国競争政策
- b. 取引慣行法 1974
- c. 先住権原法 1993
- d. オーストラリアの生物多様性保全に関する国家戦略
- e. 環境に関する政府間協定

「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・公平な配分」に関するボンガイドラインとも矛盾していません。

2005年12月1日以降、連邦政府管轄地域の遺伝資源にアクセスするまたはアクセスを提供しようとする個人、組織、機関は、この規制を順守する必要があります。



比較優位

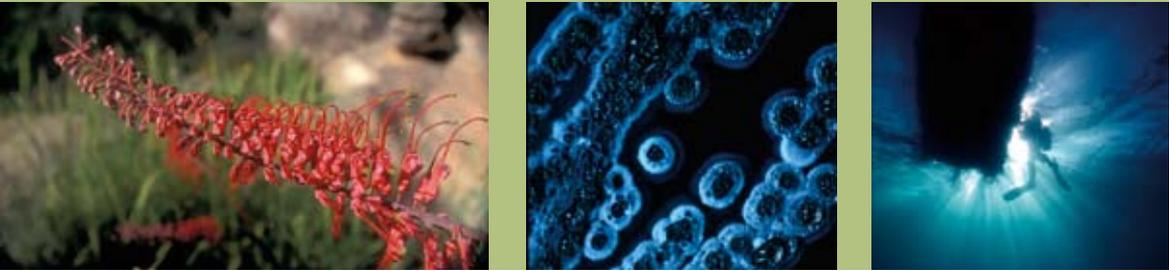
バイオテクノロジー分野での研究と投資は、時間がかかり資本集約的です。この分野に投資を考えると、オーストラリアにあるような利点で安全レベルが更に高くなります。

巨大な生物多様性

オーストラリアは巨大な生物多様性を有する 17 カ国のうちの一つであり、世界の生物多様性のうち約 10% 有すると考えられ、固有性は多分最高の割合と推測されています。特に海洋圏におけるオーストラリアの生物多様性のかなりの部分はまだ同定されていません。

確立した商法・知的所有権法の制度

オーストラリアは、尊重されかつ長年にわたり確立した商法・知的所有権法を持つ先進国で、投資家には安全な国です。



安定な行政と熟練労働力

オーストラリア政府は健全な行政制度を実施するとともに、開放的なアイデア交換、優れた実践と革新で卓越するようにしています。

オーストラリアには優れた高等教育制度に支えられた熟練労働力があります。この人達はまた多国言語を話し、約 130 万人のオーストラリア人は主要ヨーロッパ言語を話し、90 万人はアジアの主要言語を話し、そのうち 40 万人以上が中国語の方言を話します。⁷

アクセスを促す法的枠組み

「環境保護と生物多様性保全法 1999」の下でオーストラリアの新しい規制案には、この過程にかかわる全ての人々が利益の公平な配分を受けられるようにする一方、連邦政府管轄地域にある遺伝資源への持続可能なアクセスを促すための透明性のある法的枠組みが盛り込まれています。

協力の機会のある強力な科学・研究ベース

オーストラリアには強力な科学に基盤を置く急成長のバイオテクノロジーと健康産業があります。

オーストラリアには優れた健康インフラがあり、革新的な科学基盤の産業を支え、2004 年の世界経済フォーラムで科学研究施設の質は世界で 9 番目に位置づけられています。⁸

⁷ オーストラリア統計局 2003

⁸ Networked Readiness Index Rank (ネットワークインフラへの対応指数順位)



非営利的な科学的研究の支援

オーストラリアは、非営利的な科学的研究、特に分類学上の研究のため資源へのアクセスを奨励することの重要性を認識しています。

それを達成するため、政府の所有する又は管理する遺伝材料に非営利的な科学的研究のためにアクセスする条件は、営利目的の科学的研究に対するものより柔軟性があり複雑ではありません。

アクセスと利益共有契約の代わりに、許可申請者は単に資源へのアクセス提供者から書面で許可をもらうだけで連邦政府管轄地域に入り試料を採取できます。

ある種の義務に同意する内容の簡単な法定宣言もする必要があります。これには、研究開発の目的が変更になった場合には完全な利益共有契約を交渉する義務と試料を他人に渡す前にアクセス提供者から許可を得るといった義務を受け入れることが含まれます。



アクセスと利益の共有

下記の目的が在来種遺伝資源に関するアクセスと公平な利益共有を促すオーストラリアのアプローチの基本的原理を示します。

事務処理コストの削減

新しい規制案では、幾つかのイニシアティブを通してアクセスを望む人とそれを許可する人との間で同意に達するまでに掛かる費用を最小限にしています。

アクセス許可証を得るのに必要な事務処理費は、営利目的か非営利目的かにより最小限 \$50 か無料です。オーストラリアの経済上の利害は、利益共有契約と最大限の研究開発を奨励することで保護します。

許可証の申請はオンラインで行うことができ、これにより今までの書面による申請過程で経験する大幅な遅れを避けることができます。環境遺産省のウェブサイトは、「環境保護と生物多様性保全法 1999」及び認定済みの計画案の下、他の許可証の申請にリンクできます。許可証申請の決定と認可での遅れを避けるため、特別の時間枠が規制に盛り込まれています。

長期間又は無期限に自由にアクセスできる取決めをすることにより申請者が必要な許可証の数が少なくなります。

毎年連続して見直し

この規制は実行1年後に見直し、規制が実行されるに従い環境遺産省が主要利害関係者と連絡をつけます。

アクセス提供者の金銭的・非金銭的な利益

オーストラリア政府は、生物資源へのアクセスを提供することから得られる利益は金銭的または非金銭的な両方の形態をとることを認識しています。

利益の性質と価値は、アクセス契約の性格、関係者の状況と優勢な市場条件などの要因に左右されます。契約の条件を定めるため契約に対する関係者の独占的権利を完全に認めず。



金銭的な利益には次のようなものがあります。

- ・ 前金の支払い
- ・ 目標達成報奨金
- ・ 使用料
- ・ 研究基金
- ・ 商業化された際のライセンス料
- ・ 生物多様性の保全と持続可能な使用を支援する信託資金へ支払われる特別料金
- ・ 給料と優遇条件
- ・ 合併企業
- ・ 関連する知的所有権の共同所有

非金銭的な利益は広範囲にわたり、次のようなものがあります。

- ・ 研究開発の結果の共有
- ・ 可能な場合、科学的研究開発プログラム、特に生物工学研究活動における協力、協同、寄与
- ・ 製品開発への参加
- ・ 教育とトレーニングにおける協力、協同、寄与
- ・ 生息域外の遺伝資源施設及びデータベースの利用許可
- ・ 遺伝資源提供者へ知識と技術の移譲
- ・ 先住民と地域社会が遺伝資源を保全し持続可能な使用をする能力を促進
- ・ 組織能力の構築
- ・ 提供者が全面的に参加する遺伝資源に関するトレーニング
- ・ 生物の目録と分類学上の研究を含む生物多様性の保全と持続可能な使用に関連する科学的情報へのアクセス
- ・ 地域経済への寄与
- ・ アクセスと利益共有契約及びその後の協力活動より生じる組織的・専門的關係
- ・ 社会的認知
- ・ 関連する知的所有権の共同所有

事前の情報に基づく同意

どの利益が適切かを決定する場合、環境遺産省は生物発見が不確実なプロセスであるという事実を認識しています。試料のどれかが商業製品になるという機会は非常にまれなので、非金銭的利益と金銭的利益とのバランスに焦点を当てます。

「生物多様性条約」の第15条第5項に従い、遺伝資源へのアクセスには、別な決定がなされない限り、資源を供給し契約する当事者が与える事前の情報に基づく同意が必要です。

事前の情報に基づく同意の基本的原則は次のようです。

- 法的な確実性と明瞭性がある。
- 遺伝資源へのアクセスは最小限の費用で利用できる。
- 遺伝資源アクセスに関する制限は、透明で、法的根拠に基づき、「生物多様性条約」の目的に反しない。
- 提供者の国の当該の権限を有する国家権威者から同意を得る。
- 国内法に準じるなど、関係する利害関係者からも同意も得る。

アクセス許可証の発行が、事前の情報に基づく同意の証拠となります。

確実性を最大にする

全ての法的な行政上の条件は法律に基づき、新たな取決めは既存の所有権法又は知的所有権法を全く変更しません。

透明性と説明責任

許可証の発行を決定をするときの全ての基準は完全に公開し、意思決定政策の見直しは定期的な行政上の見直しに統合します。

簡素、アクセスし易さ、効率

環境遺産省は許可証案を管理し、規制の履行に関し大臣に助言します。政府の代表として利益共有の交渉の大半を行います。

先住民の土地の所有者と先住権原所有者に影響を与える事項

先住民の土地や先住権原所有者が関係するアクセス許可証を発行するか拒否するか決定を行う際、事前の情報に基づく同意の適切さなどの先住民特有の要因に大臣が特別な考慮を払います。



産業と研究の問題点

利益共有の取決めのパラメータは非常に弾力的です。研究が非営利目的で行われる場合、関係者は広範囲の利益について交渉ができ、利益共有の交渉を促す適切な又は簡単な条件が含まれます。

環境問題

許可証申請を認める前に、アクセスの申請では予防の原則を考慮に入れ、生態学的に持続可能であり、オーストラリアの生物多様性の保全と矛盾しないことを大臣が確信する必要があります。オーストラリアの公的収集機関に証拠標本を提出しその標本の情報を提供するという条件など、目的に応じ大臣は許可に条件をつける場合があります。

アクセスの活動が環境へ影響を与えそうなときは、環境影響評価が必要となる場合があります。これらの安全措置は生物多様性を保護し保全するのに重要ですが、多くの場合生物発見の活動は影響が少ないと一般に理解されています。

アクセスと利益共有への全国統一アプローチへ寄与

規制案は、「天然資源管理閣僚評議会」で是認された「オーストラリアの在来種遺伝・生化学的資源のアクセスと利用への全国統一アプローチ」の原則を反映し、そしてアクセス提供者が多様であることを考慮に入れ所有権を尊重しています。

生息域外での収集

規制案では、既存の取決めが規制案の目的にかなう場合、生息域外での収集の許可証保有者は許可証の適用を受けるか又は免除を受けるか決めることが出来ます。



連邦政府管轄地域の先住民所有地

先住民所有地でオーストラリア政府に貸与された3つの重要な連邦政府管轄地域は、共同管理しているカカドゥ国立公園、ウルルーカタ・ジュタ国立公園とブーデリー国立公園です。

科学的、商業的及び公共の分野での「伝統的な生物の知識」は、その知識の伝統的所有者が協力し管理するときのみに使用できます。これにより、その知識の所有者の協力と同意を得た上、相互合意の条件で、知識の使用・収集ができるようになります。

保護するための1つの方法は、申請者が利益共有契約について先住民の所有者の事前の情報に基づく同意を得たことを実証できるときにのみアクセスの承認をすることです。

連邦政府管轄地域の先住民土地所有者の所有権は、オーストラリア政府は何も受取ることなく、所有権を付与された所有者が交渉した全ての利益とともに、法律で明白に保護されています。

先住権原の影響と資源へのアクセス

先住権原と土地または水に関連する利害関係に影響があると考えられる利益共有契約を結ぼうとする申請者は、行動を有効とする手段として、「先住権原法 1993」の条項とこの法律の第2部第3節の先住民土地使用契約 (ILUA) の利用可能性に注意が必要です。そうでなければこの法律により今後の行動が無効と解釈される場合があります。⁹

そのような状況が生じた場合、次の基準を満たせば、許可証の発行又は許可証に付随する条件の変更により、今後の行動が無効でなくなると大臣が認める場合があります。

- ILUA がその土地について「先住権原法 1993」の下で登録された。
- 許可証取得後に行う予定の行動を ILUA で認める。
- 先住権原所有者の同意を許可証発行に示す。

⁹ ILUA についての詳細 : www.nntt.gov.au/ilua



環境への影響の評価

生物資源を無制限に収集すると、種や個体群の生存又は保全状態に過酷で回復不能となる可能性のある損害を与える場合があります。

無制限に生物資源にアクセスしてその結果生態学的に貴重な種と個体群が失われたといった事例が世界的に散発して見られ、何を避けるべきかの実例となっています。ブラジルの木 *Pilocarpius* の葉を緑内障の薬に使うため持続不可能なほど採取したため、その木の何種類かが失われ、これは回復不能な結果と短期の利益のリスクを実証しています。

生物資源へのアクセスが持続不可能な方法で行われたような場合、一般に中期・長期の広範囲の生態系の有用性についての潜在的価値を認識していないということです。即座に結果を得ようとして生物多様性に損害を与え又は破壊すると、環境、経済、社会に対する将来のコストは莫大なものとなります。このような損害は、初期の生物発見のための収集ではなく、主に無謀な収穫によってもたらされます。

それにもかかわらず、生物発見の性格は本質的に採取プロセスであり、そのためマイクロ気候、海底ベント、温泉などの敏感な環境に損傷を与える可能性があります。このリスクは、管理を注意深くすれば、大幅に削減又は取り除くことができます。

オーストラリアは、次のような幾つかの方法で潜在的な環境への影響を最小限にするようにしています。

- 申請のアクセスが、(予防の原則を考慮に入れ) 生態学的に持続可能であり、オーストラリアの生物多様性の保全と矛盾しないと環境大臣が確信する。
- 妥当な場合には、申請の環境評価を行う。
- 大臣は許可に条件をつけ広範囲の環境的目標を満足するようにする。



許可制度

環境遺産大臣が連邦政府管轄地域の生物資源にアクセスする許可証を発行します。

許可証の申請

2005年12月1日から許可証の申請はウェブサイト www.deh.gov.au/biodiversity/science/access/index.html で行えます。申請が出されると、環境遺産省が関連する政府機関又は土地所有者と協議の上申請を調べ、アクセス許可証の発行の可否を大臣に勧告します。

許可が下りる前に、申請者は生物資源の提供者と公平な利益共有の合意/契約の交渉をする必要があります。

利益共有契約の話し合いをしているとき当事者を助けるための指針となるように、標準契約書を作成中です。標準契約書は必ず使用しなければならないものではありませんが、当事者を助けることを目的に、世界で使用されている同様な契約書から最も優れた例を統合するものです。標準契約書は、州・準州政府、業界、先住民利害関係者、科学者、バイオテクノロジーの代表者と協議の上作成されています。

利益共有契約に関する交渉は、先住民所有地の所有者が参加して、アクセス提供者が事前の情報に基づく同意を与え、相互に同意した条件で公正・公平に行われたことを大臣が納得することが要件となっています。

更に、以下の点について大臣が確信する必要があります。

- (必要な場合) 環境評価を行い、そのプロセスが完了する。
- 申請されたアクセスは生態学的に持続可能であり、オーストラリアの生物多様性の保全と矛盾しない。



- ・ 利害関係のある当事者からの提案を（必要がある場合）考慮に入れた。
- ・ 次の主要事項を扱う当事者間に利益共有契約がある。
 - 生物資源の先住民所有者の事前の情報に基づく同意（適用される場合）
 - 相互に合意した条件
 - 適切な利益共有契約、「先住民の知識」の保護と評価及び、実行可能な場合、利益の一部を資源を採取した地域の生物多様性保全に使用する。

透明性を維持するため、全ての許可承認はウェブサイトに掲載し、全ての政府の宣言は官報に発表します。

許可証申請費用は \$ 50 で、非営利的なアクセスの場合は無料です。

注) 利益共有契約は大臣がアクセス許可証を発行したときのみ有効です。

免除

この制度と既存の制度との間の重複を避けるため、既存の取決めがこの規制案の目的を満足する場合、大臣は生物資源によっては免除する事を決定できます。資源を連邦政府が保有し管理している場合、又は連邦法又はその他の法律の下にある場合、又は他の国際契約でアクセスを管理している場合、免除を受けることができます。

許可証の変更、移譲又は取消し

許可証の申請プロセスは弾力性があり、書面で通知することにより大臣又は許可証保有者が許可書を変更、移譲又は取消しできます。

移譲の場合、移譲を受ける相手が、他の基準に加え、許可証の条件に合うことを大臣が確信する必要があります。

違反したときの罰則

規制では罰金は \$ 5,500 と規定しています。

広範囲にわたる抑止レベルの罰則に対する全国統一アプローチの問題について全ての国、州、準州政府の代表が検討中であることに申請者は注意してください。

記録と試料

記録の保存

適切な試料の記録を保存する必要があります。記録には次の項目が必要です。

- 各試料に独自の ID をつけ、試料に付けたラベル又は試料を入れた容器に書く。
- 試料採取日
- 試料採取地
- 試料の量又は大きさの適切な表示
- 試料の科学名又は試料に付けられた科学名
- 最初に記録をした時の試料の場所
- その後の試料の移譲の詳細、試料又は試料の一部を保有する他の人の名前と住所を含む

試料の廃棄

許可証保有者が正式に記録をとった生物資源の試料を保存しないと決めた場合、廃棄する前にその試料のアクセス提供者に試料と記録の提供を申し出る必要があります。

試料のアクセス提供者が試料とそれに伴う記録を必要としないときには、許可証保有者は試料を廃棄でき、それに付随する記録と試料廃棄の詳細を環境遺産省に送付する必要があります。

透明性

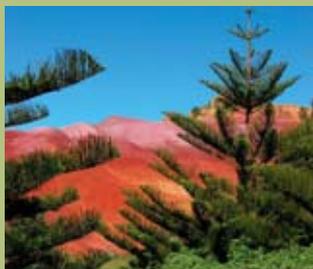
大臣が発行した全ての許可は、情報登録一覧表に記載されます。規制に従い制定した報告の条件に加え、これは連邦政府管轄地域から合法的に取得した各試料はその源までさかのぼることができることを意味します。利益共有契約について当事者が同意したところのその試料につけられた条件全ても簡単に分かります。

この登録一覧表は一般に公開され、環境遺産省のウェブサイト www.deh.gov.au/biodiversity/science/access/index.html で閲覧することができます。

文化的に微妙と考えられる場合、もし公開すると商業的利権に損害を与える場合、環境へのリスク又は国の権益に有害な結果になる場合には公開されません。

多数の国民がオーストラリアの遺伝資源の有効で持続可能な管理について心から懸念し興味を持っています。有効かつ説明責任のある透明なガバナンスのこの重要な面を配慮して、大臣が毎年諮問登録に名前を登録することを希望する利害関係者から申込みを受けます。

同案内は公報と各々の州・準州で発行される主要な新聞との両方に公表します。大臣は書面で申込みをした人全てを登録し、この登録は最低 12 ヶ月有効です。



オーストラリア – ビジネスへの門戸解放

遺伝資源は、全世界でバイオテクノロジー革新を支えているきわめて重要な生態系の有用性の1つです。オーストラリア政府はこれを理解し、遺伝資源へのアクセスを促進する責任を認めます。

オーストラリアは、生物多様性と自然資本を保護する一方、遺伝・生化学資源を生態学的に持続可能なように使用することからかなりの経済的、社会的、環境的な利益を提供しそして取得する両方の立場にあります。

オーストラリアは、バイオテクノロジーへの投資を考えている人に多くの利点を提供します。簡素化したアクセス案と強力に支援する法的枠組みがあり、連邦政府管轄地域においてバイオテクノロジーへの国内及び国際投資を歓迎し奨励します。オーストラリアは遺伝資源使用者と提供者に確信を与え、実行可能な国際的制度に寄与し構築することに取り組みます。

この機会を利用なされたい個人や団体の方は、環境遺産省の遺伝資源管理政策部門にご連絡ください。

次のいずれかの方法でご連絡ください。

Eメール： grm@deh.gov.au
電話： +61 2 6274 1936
ファックス： +61 2 6274 2735
郵便： Director, Genetic Resources Management
Department of the Environment and Heritage
GPO Box 787 CANBERRA ACT 2601 Australia

規制の各条項の説明など、新規制案の簡潔な解説は、
www.deh.gov.au/biodiversity/science/access/index.html をご覧ください。

連絡先

オーストラリアの連邦政府管轄地域の遺伝資源管理の詳細については、
<http://www.deh.gov.au/biodiversity/science/access/index.html> をご覧ください。

又は遺伝資源管理政策のディレクターにご連絡ください。

Director, Genetic Resources Management
Department of the Environment and Heritage
GPO Box 787 CANBERRA ACT 2601 Australia

電話： +61 2 6274 2528

ファックス： +61 2 6274 2735

Eメール： grm@deh.gov.au

